

平成11年	6月15日	制定
平成20年	7月1日	改正
平成21年	1月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成30年	4月1日	改正
平成30年10月	1日	改正
令和2年10月	1日	改正
令和3年	9月1日	改正
令和6年	5月27日	改正
令和7年	4月1日	改正

株式会社建築住宅センター 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条第1項(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1及び別表第1-2に掲げるとおりとする。

2 別表第1及び別表第1-2の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- 三 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕若しくは模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しく

は大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、別表第1-3の手数料を加算する。
 - 一 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に規定する構造計算書又は安全性を確かめることができる構造計算書(建築基準法施行令第3章のただし書き規定等による構造計算書を含む)が添付される建築物(次号に掲げる場合を除く。)
 - 二 前号の建築物のうち、特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準確認審査が比較的容易にできるもの(以下「ルート2基準審査」という。)を要する場合
 - 三 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条第3項に規定する階避難安全検証法又は令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により設計を行った場合
 - 四 建築基準法第56条第7項の規定により設計を行った場合
- 4 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、別表第1-3-2の手数料を加算する。
 - 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項ただし書きに規定する比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合の一戸建て住宅の場合
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する一戸建て住宅の場合
 - 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項ただし書きに規定する比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合の共同住宅等の場合
 - 四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する共同住宅等の場合
 - 五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する非住宅の場合
- 5 第4項第二号、第四号、第五号に規定する計画がセンター以外である場合又はセンター以外の計画の軽微変更は、別表第1-3-3の手数料を加算する。
 - 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する一戸建て住宅の場合
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する共同住宅等の場合
 - 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第1項に規定する非住宅の場合
 - 四 前各号の軽微変更の場合

(建築設備等に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条第1項の規定に基づく建築設備及び工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第4及び別表第4-2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第4条 業務規程第28条第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第2及び別表第2-2に掲げるとおりとする。

2 別表第2及び別表第2-2の床面積の合計は、特定工程に係る工事が完了した建築物の床面積について算定する。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第34条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第3及び別表第3-2に掲げるとおりとする。

2 別表第3及び別表第3-2の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の面積の2分の1について算定する。

3 完了検査実施後に、建築基準法施行規則第3条の2に規定される軽微な変更該当しない変更内容の追加説明書の審査を行う場合は、第2条第2項の計画の変更に係る規定を準用して算定した額を追加徴収する。

4 完了検査実施後に再検査を行う場合は、別表第3-3の額を追加徴収する。

(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程第34条第1項の規定に基づく建築設備及び工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第4及び別表第4-2に掲げるとおりとする。

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

第7条 業務規程第40条第1項の規定に基づく仮使用認定の申請に係る手数料の額は、申請一件につき別表第5に掲げるとおりとする。

(手数料の前納方法)

第8条 確認申請時、確認の申請手数料と同時に中間検査及び完了検査の申請手数料を前納することができるものとする。

(手数料の減額)

第9条 次の各号のいずれかに該当する確認申請、中間検査申請又は完了検査申請（以下「確認申請等」という。）の手数料については、別表第1、別表第1-2、別表第2、別表第2-2、別表第3及び別表第3-2に掲げる手数料の額の2分の1を減額することができる。ただし、床面積の合計が300㎡以内の住宅（長屋、共同住宅、併用住宅等を含む。）に限る。

- 一 火災により焼失又は損壊した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 二 地震、地すべりにより倒壊又は損壊した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 三 風水害により倒壊、流失又は損壊した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 四 前各号に定めるもののほか、センターにおいて特別の理由により減額する必要があると認めるもの

2 確認申請等の手数料の減額を受けようとするときは、別記様式に前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、確認申請時に提出するものとする。

3 その他社長が必要と認める場合は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表第 1

紙申請による建築物に関する確認申請手数料（第 2 条関係 消費税非課税）

床面積の合計	基本手数料	
	特例あり※ ¹	特例なし※ ¹
30 m ² 以内のもの	17,000 円	22,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	22,000 円	28,000 円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000 円	36,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	37,000 円	43,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	70,000 円	
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	92,000 円	

※ 1 特例とは、建築基準法第 6 条の 4 に規定する建築物の建築に関する確認の特例

別表第 1 - 2

電子申請による建築物に関する確認申請手数料（第 2 条関係 消費税非課税）

床面積の合計	基本手数料	
	特例あり※ ¹	特例なし※ ¹
30 m ² 以内のもの	15,000 円	20,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	20,000 円	26,000 円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000 円	34,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	35,000 円	41,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	68,000 円	
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	90,000 円	

※ 1 特例とは、建築基準法第 6 条の 4 に規定する建築物の建築に関する確認の特例

別表第1-3

第2条第3項に該当する建築物の計画に加算する手数料（第2条関係 消費税非課税）

床面積の合計	加算手数料			
	(一号) 構造計算書 審査※2	(二号) ルート2基準 審査※2	(三号) 避難安全 検証法審査	(四号) 天空率審査
30 m ² 以内のもの	27,000 円	118,000 円	20,000 円	5,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの				
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの				
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの				
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	47,000 円			
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	67,000 円	160,000 円	40,000 円	10,000 円

※2 構造上の棟毎の床面積により算定した額を合計し、基本手数料に加算

別表第1-3-2

第2条第4項に該当する建築物の計画に加算する手数料（第2条関係 消費税非課税）

床面積の合計	省エネ加算手数料（センター申請）				
	(一号) 一戸建て住宅 (仕様基準)	(二号) 一戸建て住宅 (性能基準)	(三号) 共同住宅等 (仕様基準)	(四号) 共同住宅等 (性能基準)	(五号) 非住宅
30 m ² 以内のもの	20,000 円	14,000 円	48,000 円	33,000 円	15,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの					
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの					
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの					
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの			64,000 円	44,000 円	
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの			96,000 円	66,000 円	

性能基準：上記手数料のほかに、省エネ適合性判定等を要します。

省エネ適合性判定通知書、住宅性能評価書（断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る）、長期優良住宅認定書、長期使用構造等確認書を添付したもの

別表第1-3-3

第2条第5項に該当する建築物の計画に加算する手数料（第2条関係 消費税非課税）

床面積の合計	省エネ加算手数料（センター以外申請）			
	(一号) 一戸建て住宅 (性能基準)	(二号) 共同住宅等 (性能基準)	(三号) 非住宅	(四号) 一号、二号、三号の 軽微変更
30 m ² 以内のもの	20,000 円	54,000 円	30,000 円	省エネ適合性 判定手数料 ×1/2 ※ルートA、B とも
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの				
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの				
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの		72,000 円		
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの		108,000 円		
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの				

別表第2 紙申請による建築物に関する中間検査申請手数料

(第4条関係 消費税非課税)

床面積の合計	手数料の額		
	当センターで建築確認を行ったもの		左記以外のもの
	特例あり※3	特例なし※3	
30 m ² 以内のもの	21,000 円	25,000 円	31,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	25,000 円	31,000 円	37,000 円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000 円	36,000 円	42,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	39,000 円	45,000 円	56,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	64,000 円		91,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	79,000 円		115,000 円

※3 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例

別表第2-2 電子申請による建築物に関する中間検査申請手数料

(第4条関係 消費税非課税)

床面積の合計	手数料の額		
	当センターで建築確認を行ったもの		左記以外のもの
	特例あり※3	特例なし※3	
30 m ² 以内のもの	19,000 円	23,000 円	29,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	23,000 円	29,000 円	35,000 円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000 円	34,000 円	40,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	37,000 円	43,000 円	54,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	62,000 円		89,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	77,000 円		113,000 円

※3 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例

別表第3 紙申請による建築物に関する完了検査申請手数料

(第5条関係 消費税非課税)

床面積の 合計	手数料の額				左記以外のもの
	当センターで建築確認又は中間検査を行ったもの				
	中間検査あり		中間検査なし		
	特例あり※3	特例なし※3	特例あり※3	特例なし※3	
30 m ² 以内の もの	22,000 円	26,000 円	22,000 円	27,000 円	33,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内の もの	26,000 円	32,000 円	27,000 円	34,000 円	40,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内の もの	32,000 円	38,000 円	34,000 円	40,000 円	47,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内の もの	41,000 円	47,000 円	43,000 円	49,000 円	62,000 円
500 m ² を超 え、1,000 m ² 以内のもの	67,000 円		71,000 円		101,000 円
1,000 m ² を超 え、2,000 m ² 以内のもの	83,000 円		89,000 円		129,000 円

※3 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例

別表第3-2 電子申請による建築物に関する完了検査申請手数料
(第5条関係 消費税非課税)

床面積の 合計	手数料の額				左記以外のもの
	当センターで建築確認又は中間検査を行ったもの				
	中間検査あり		中間検査なし		
	特例あり※3	特例なし※3	特例あり※3	特例なし※3	
30 m ² 以内のもの	20,000 円	24,000 円	20,000 円	25,000 円	31,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	24,000 円	30,000 円	25,000 円	32,000 円	38,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	30,000 円	36,000 円	32,000 円	38,000 円	45,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	39,000 円	45,000 円	41,000 円	47,000 円	60,000 円
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	65,000 円		69,000 円		99,000 円
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	81,000 円		87,000 円		127,000 円

※3 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例

別表第3-3 完了検査における再検査手数料 (第5条関係 消費税非課税)

床面積の合計	手数料の額
200 m ² 以内のもの	10,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	15,000 円
500 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	25,000 円

別表第4 紙申請による建築設備、工作物の確認及び完了検査の手数料

(第3条及び第6条関係 消費税非課税)

建築物の種類	手数料の額			
	確認審査	確認を受けたものの計画変更の場合	完了検査	
			センター確認	左記以外
建築設備	21,000 円	12,000 円	27,000 円	37,000 円
小荷物専用昇降機	11,000 円	8,000 円	18,000 円	28,000 円
工作物	20,000 円	12,000 円	20,000 円	30,000 円

建築設備は、法第87条の4の規定により政令で指定する建築設備

工作物は、令第138条第1項に掲げる工作物

建築設備及び工作物それぞれ一基についての手数料

(擁壁等で連続する工作物でも形状、種類等が異なる場合は、それぞれ一基)

別表第4-2 電子申請による建築設備、工作物の確認及び完了検査の手数料

(第3条及び第6条関係 消費税非課税)

建築物の種類	手数料の額			
	確認審査	確認を受けたものの計画変更の場合	完了検査	
			センター確認	左記以外
建築設備	19,000 円	10,000 円	25,000 円	35,000 円
小荷物専用昇降機	9,000 円	6,000 円	16,000 円	26,000 円
工作物	18,000 円	10,000 円	18,000 円	28,000 円

建築設備は、法第87条の4の規定により政令で指定する建築設備

工作物は、令第138条第1項に掲げる工作物

建築設備及び工作物それぞれ一基についての手数料

(擁壁等で連続する工作物でも形状、種類等が異なる場合は、それぞれ一基)

別表第5 建築物に関する仮使用認定申請手数料 (第7条関係 消費税非課税)

	手数料の額
すべての建築物	120,000 円

※対象とする建築物ごとの手数料